

令和 5 年 6 月 1 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01272

研究課題名（和文）グローバルな私的規範形成の現代的展開とその正統性に関する研究

研究課題名（英文）A study of the contemporary development of global private norm formation and its legitimacy

研究代表者

伊藤 一頼（ITO, Kazuyori）

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：00405143

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：現代の国際経済では、条約上の規律だけでなく、私的な専門組織等が作成した非拘束的な性質の規格や基準も重大な影響力を有している。本研究は、これらの規範群の生成や作用の実態を幅広く調査するとともに、それらを包括的に取り込みうる理論枠組みを構築し、その固有の規範構造や社会的課題について考察した。とりわけ、民主政治のプロセスを経ずに作成された私的規範が、いかなる条件の下で正統性を獲得しうるかにつき、国内公法学が発展させてきた分析視角に依拠しながら、それをグローバルレベルに応用する可能性を探究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究を通じて、これまでの国際経済法の学問体系では専ら視野の外に置かれてきたグローバルな私的規範形成という現象に、明確な法的位置づけと分析の視点を与えることができた。とりわけ本研究では、非条約・非拘束・非公式な私的規範をも取り込みうる新たな概念枠組みを構築し、その固有の規範構造や社会的課題について探究を進めることで、実際に社会で個人や企業が行動の基準としている多様な規範とその法的意義を総体的に捉えることができた。

研究成果の概要（英文）：In the modern international economy, not only treaty disciplines, but also standards and norms of a non-binding nature created by private organizations and others have a significant influence. This study investigates the actual conditions of the creation and functioning of these norms, develops a theoretical framework that can comprehensively incorporate them, and examines their specific normative structures and social problems. In particular, the study relied on the analytical perspectives developed by domestic public law studies regarding the conditions under which these private norms created without democratic political processes can acquire legitimacy, and explored the possibility of applying such analytical perspectives to the global level.

研究分野：国際経済法学

キーワード：私的規範形成 グローバル化 国際法学 正統性

1. 研究開始当初の背景

(1) グローバル化の進展に伴い、市民生活に広く影響を与える規範が国家の立法府を介さずに私的領域において形成されるという現象が顕著となりつつある。例えば、製品の安全規格や企業会計のルールなどが国ごとに異なる状況の解消をめざして、各種の私的団体が国際基準の作成に取り組んでいる。こうした私的な基準は、それ自体としては法規範ではないものの、市場参入の条件として事実上の拘束力を有していたり、国家による規制の前提をなしていたりすることがある。本研究では、このようなグローバルな私的規範形成が各々の分野で現実にとどの程度進展しており、その規範性がいかなる要素に基礎づけられているかを分析することを第1の目標として構想した。

(2) さらに、こうしたグローバルな私的基準設定行為は、それが重要な規範的意義を持つにもかかわらず、国家の立法府による統制が十分に及ばない点で、民主的正統性に関する懸念を引き起こす事象である。もちろん、私的主体が関与する規範形成は、必ずしもグローバル化によって初めて生じたものではなく、国内の文脈においても従来より観察されてきた現象であり、その正統性を評価するための視点についても、すでに国内公法学が基本的な理論を提示してきた。しかし、私的規範形成が国境を越えてグローバルな規模で展開される場合に、そうした国内公法学上の視座がどの程度まで有効性を保ちうるのかについては、必ずしも十分な検討がなされてきたとは言えない。そこで本研究では、こうした国内公法学における豊富な先行研究も踏まえつつ、グローバルな私的規範形成に関して正統性を確保するための方策を探究し、かかる規範を社会的に受容可能なものとするための実践的な制度設計等を提示することを第2の目標として据えた。

2. 研究の目的

上述のように、国境を越えた経済活動に影響を及ぼす規範を、私的なものも含めて幅広く把握し、その法的特質や社会的課題を明らかにしようとする研究は、世界的にも緒に就いたばかりである。本研究は、かかる規範群、およびそれを作成する各種フォーラムを分野横断的に分析し、それを一定の指標に照らしてモデル化することによって、包括的な理論枠組みを構築することを目的とする。また、こうした理論化の過程で国内公法学の知見をも導入し、私的規範形成に対する公的な監督のあり方を(そのグローバルな展開の可能性も含めて)考察することで、かかる諸規範の社会的正統性を評価するための有効な視座が得られると考えた。このような取り組みを通じて、従来は法学的分析の対象から外されていた事象への関心を喚起することができれば、国際経済法という学問領域の射程や方法論を見直すための1つの契機となる。また実務的にも、現実の経済活動において大きな影響力を持っている規範を企業や政府が認識し、適切な戦略ないし政策を立案していくうえで有用な見取り図を提供しうると考えた。

3. 研究の方法

(1) 【関連する諸規範の収集】 国境を越えた経済活動に影響を及ぼす私的規範を幅広く収集し、分析の材料として整理・蓄積した。なお、私的規範のなかには、貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)2.4条や、衛生植物検疫措置協定(SPS協定)3条1項、あるいは投資協定の公正平衡平待遇規定などを通じて、各国政府の規制枠組みの基礎として用いることが要求されるものもあり、そのような私的規範と国家規範のリンケージが存在する分野に関しては、特に留意して規範を収集・整理した。

(2) 【規範作成を担うフォーラムの把握】 私的規範を作成する各々のフォーラムにつき、その成立経緯や構成員、運営ルール、意思決定に関わる手続、透明性や説明責任といった点を幅広く調査の対象とした。また、紛争解決制度や異議申立制度、複数のフォーラムの間での協力・連携関係などは、規範の生成ないし発展のあり方を理解するうえで重要な要素であるため、その活用実績について特に留意して把握することとした。

(3) 【包括的な理論枠組みの構築】 上記により蓄積した私的規範および各種フォーラムの実態を踏まえながら、それを包括的な理論枠組みへと再構成する作業を行った。具体的には、収集した種々の私的規範について、私人の経済活動に与える影響の度合い、国際・国内法体系における位置づけ、国家法による受容ないし参照のあり方、紛争処理規範としての機能、といった観点から分析・整理し、法的な一般化・モデル化を図った。また、私的規範形成に関わる各種フォーラムについても、完全な民間組織か官民協働の組織か、どのような内部機関を備えているか、規範作成における意思決定手続のあり方、紛争処理メカニズムの有無やその制度設計、といった観点から分類を行い、私的規範がいかなる組織的基盤から生み出されているのかを明らかにした。このように、第1次規則と第2次規則の両面から分析を進めることにより、グローバルな私的規範形成という新たな法領域の構造を立体的に浮かび上がらせることが可能と

なった。

(4) 【グローバルな私的規範形成の正統性に関する検討】 上述の作業により導出したグローバル私的規範形成の体系につき、その正統性をいかにして担保しうるかという問題を考察した。一般に、実定法規としての国内法・国際法は、民主的統制の下に置かれた国家代表者により作成されることで正統性を保持しうるが、そうした民主政治のプロセスを経ない私的なフォーラムで作成される諸規範は、当然には正統性を標榜することができない。それゆえ、こうした私的規範形成では、その意思決定過程において、透明性および説明責任の強化、利害関係者に対する意見聴取、異議申立手続の整備、第三者機関による監査といった要素を取り入れることで、私人による権威行使の中立性を可能な限り向上させるよう、公的セクターの側から適切な監督を働かせる必要があるとされる(国内公法学ではこれを国家の「保障責任」ないし「波及的正統化責任」と名付けて理論化を進めてきた)。本研究では、こうした国内公法学の従来の研究動向を整理するとともに、それをグローバルな私的規範形成に関しても応用するためにはどのような改変を加えることが必要かという点を考察した。そのうえで、各種のグローバルな私的フォーラムにおいて見られる様々な制度上の実践が、当該フォーラムから生み出される私的規範の社会的正統性にどの程度貢献しうるかにつき、総合的な評価軸を構築することを試みた。

4. 研究成果

(1) 上述の研究方法に基づき、まず諸規範の収集に関しては、国境を越えた経済活動に影響を及ぼす私的規範の実例を幅広く渉猟し、分析の材料として整理・蓄積することに取り組んだ。これらの中には、例えば、工業製品や食品の安全規格、企業会計のルール、森林の環境保全規格、インターネットのドメイン名管理などが含まれる。また、様々な経済分野に横断的に関係しうる「ビジネスと人権」に関する私的規範に焦点を当て、その淵源や発展プロセス、実定法規(国際法・国家法)との相互関係、法文化圏ごとのアプローチの違いなどに注目して検討を行った。加えて、農林水産業及びコーポレートガバナンスの分野における私的規範形成のあり方についても実証的に調査した。

(2) 次に、規範作成を担うフォーラムの把握に関しては、私的規範の形成に際してどのような意思決定手続が用いられ、いかなる主体がそこに参加しているのかを明確にするため、関連するフォーラムの構成や内部規則について幅広く調査を行った。特に、いかなる範囲の人々の意見がかかる意思決定において反映されるべきか、またマイノリティの側の意見がどのように扱われるべきか、といった点に関して、国家の民主政治プロセスとの異同に留意しながら考察を行い、これを各フォーラムの規範形成の正統性と関連づけて把握することができた。

(3) さらに、理論枠組みの構築に関する検討として、私的主体が関与する規範形成の正統性について、国内公法学が発展させてきた研究の蓄積をレビューするとともに、国際法学の領域においても様々なアプローチによる研究が現れているため、それらのレビューを通じて、国内公法学上の視座がグローバルなレベルにおいてどの程度まで有効性を保ちうるのかについて考察を行うことができた。特に、国内公法学で議論されている公私協働理論に着目し、私的規範形成と公的コントロールとの組み合わせにより実効性と正統性をともに確保しうる可能性について探究を深めることができた。

(4) 以上のような研究の遂行を通じて、私的規範およびその作成フォーラムに関する基礎的なデータを、広範な分野にわたって体系的に蓄積することができたと考える。こうした実証的な調査の結果に基づき、本研究の最終段階では、グローバルな私的規範形成に関するそれらの実例を領域ごとに特徴づけながら整理・分析し、それに基づいて全体的な理論枠組みをまとめ上げる作業を行った。これらの研究を通じて、現代における私的規範形成のあり方、及びそこに生じる法的・社会的課題について、実証的・理論的に把握し考察するための基盤を構築することができた。

(5) 今後は、このようにして得られた本研究の成果を公表するための準備に移っていくこととしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 710号
2. 論文標題 ロシアに対する経済制裁と国際法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 25-33
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 50巻10号
2. 論文標題 セーフガード調査における「事情の予見されなかった発展」及び因果関係分析: United States - Safeguard Measure On Imports Of Large Residential Washers (WT/DS546/R)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1326-1334
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 95巻1号
2. 論文標題 グローバル企業の社会的責任と投資仲裁	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 24-30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤 一頼	4. 巻 37
2. 論文標題 自決権と領域秩序 チャゴス諸島事件を手掛かりとして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 39-45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kazuyori Ito	4. 巻 -
2. 論文標題 "Practice on Investment Agreements", "Perspective on ISDS Reforms", "Regulation on Foreign Investments", "Practice on Tax Treaties"	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Seokwoo Lee (ed.), Encyclopedia of Public International Law in Asia, Volume 1: Northeast Asia (Brill/Nijhoff)	6. 最初と最後の頁 218-224
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 -
2. 論文標題 国連初期における自決概念の法的位置づけとその変容	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 柳原正治ほか編『国際法秩序とグローバル経済』（信人社）	6. 最初と最後の頁 455-479
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤 一頼	4. 巻 94(2)
2. 論文標題 台湾に国際法の保護は及ぶか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤 一頼	4. 巻 10
2. 論文標題 国際投資保護メカニズムの改革をめぐる課題と展望 ポスト・コロナ時代の社会変容を見据えて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際法研究	6. 最初と最後の頁 115-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 48巻7号
2. 論文標題 〔日本〕「市場経済の条件が浸透している事実」の有無に関する分析枠組み及び代替国選定手法 ~ 中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係るアンチダンピング調査(平成29年政令第234号) ~	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 957-966
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 91巻10号
2. 論文標題 国際経済秩序の転換と立憲主義 危機の時代か変化の時機か	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 40-45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 46(7)
2. 論文標題 セーフガード調査における「事情の予見されなかった発展」と過剰生産能力問題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 985-992
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 765
2. 論文標題 国際法と立憲主義 グローバルな憲法秩序を語ることは可能か	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 62-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 27
2. 論文標題 WTO上級委員再任拒否問題を再考する 司法化の進展とその政治的統制の相克	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 97-115
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤一頼	4. 巻 38
2. 論文標題 国際経済法における価値調整問題と「持続可能な発展」概念	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 世界法年報	6. 最初と最後の頁 27-54
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Kazuyori Ito
2. 発表標題 A Pluralist Turn of Constitutionalism in the Global Economic Governance
3. 学会等名 The 19th ASLI (the Asian Law Institute) Conference 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Kazuyori Ito
2. 発表標題 Still Being Dominated? The Ongoing Relevance of Self-determination Inside Sovereign States
3. 学会等名 国際法学会 2021年度研究大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 伊藤一頼
2. 発表標題 国際経済法における価値調整問題と「持続可能な発展」概念
3. 学会等名 世界法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 寺谷広司(編)・伊藤一頼(編集補助)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 425
3. 書名 国際法の現在 変転する現代世界で法の可能性を問い直す	

1. 著者名 森肇志・藤澤巖・玉田大・竹内真理・伊藤一頼・北村朋史	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 389
3. 書名 分野別 国際条約ハンドブック	

1. 著者名 森肇志・岩月直樹編(伊藤一頼分担執筆)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 240
3. 書名 サブテキスト国際法：教科書の一步先へ	

1. 著者名 Takao Suami, Mattias Kumm, Anne Peters and Dimitri Vanoverbeke (eds.)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 Cambridge University Press	5. 総ページ数 607
3. 書名 Global Constitutionalism from European and East Asian Perspectives	

1. 著者名 友岡史仁・武田邦宣(編)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 453
3. 書名 エネルギー産業の法・政策・実務	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------